

○山口県警察におけるピアサポートの実施に関する要綱

令和2年2月3日

警厚第22号

(目的)

第1条 この要綱は、山口県警察職員（以下「職員」という。）及びその家族（以下「職員等」という。）に対し、当該職員の身近な職員が公私にわたる問題、不安、悩み等（以下「問題等」という。）に係る能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を行い、もって職員の勤務能率の向上に資する環境を整備することを目的とする。

(ピアサポートの方法)

第2条 ピアサポートは、職員に対する気付き、声掛け、傾聴等又は職員等からの相談への対応において助言等をし、職員等自らが問題等を解決するよう働きかけることにより行うものとする。

(ピアサポートの対象)

第3条 ピアサポートの対象は、次に掲げる事項に係る問題等とする。

- (1) 人間関係、勤務環境その他職場における事項（職務の遂行に係るものを除く。）
- (2) 家庭、健康、金銭、異性関係その他私生活における事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ピアサポートの対象として適当と認められる事項

(実施体制)

第4条 ピアサポートは、本部ピアサポーター及び所属ピアサポーター（以下「ピアサポーター」という。）並びにピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の体制で実施するものとする。

2 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、ピアサポートの効果的な運用に必要な体制及び制度の整備を図るものとする。

3 厚生課長は、ピアサポートが効果的に実施されるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職員等にピアサポートに係る制度の趣旨、利用方法等並びに本部ピアサポーター、ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等について周知すること。
- (2) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

(本部ピアサポーター)

第5条 警務部厚生課（以下「厚生課」という。）に本部ピアサポーターを置く。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、人格識見が高く、かつ、豊富な知識及び社会的な経験を有する者を本部ピアサポーターとして委嘱する。

3 本部ピアサポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

4 本部ピアサポーターは、問題等に係る相談への対応において助言等をするものとする。

5 本部ピアサポーターは、ピアサポート・コーディネーターを兼務するものとする。
(所属ピアサポーター)

第6条 各所属に、所属ピアサポーターを置く。

2 所属長は、執務室（建物又は建物の中の障壁等で区画された場所であって、職員の日常的な勤務の用に供されるものをいう。以下同じ。）ごとに所属職員のうちから1人以上の所属ピアサポーターを置かなければならない。ただし、勤務場所、勤務状況等を踏まえ、執務室ごとに所属ピアサポーターを置く必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 所属長は、人格識見が高く、他の職員からの信望が厚い者であって、ピアサポートに対する熱意を有するものの中から所属ピアサポーターを指名する。

4 所属ピアサポーターは、職員に対する気付き、声掛け、傾聴等又は職員等からの相談への対応において助言等をするものとする。

5 所属ピアサポーターの指名期間は、指名した日から当該指名した日の属する年度の末日までとする。

6 所属長は、所属ピアサポーターが病気その他の事由によりその任務を遂行することができなくなったときは、その指名を解除するものとする。

7 所属長は、所属ピアサポーターを指名したとき又は指名を解除したときは、厚生課長に報告するとともに、所属の職員等に対してその氏名、連絡先等を周知するものとする。

(ピアサポート・コーディネーター)

第7条 厚生課に、1人以上のピアサポート・コーディネーターを置く。

2 本部長は、厚生課に所属する職員であって、人格識見及び専門知識を有する者の中からピアサポート・コーディネーターを指名する。

3 本部長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、厚生課以外の所属の職員をピアサポート・コーディネーターに指名することができる。

4 ピアサポート・コーディネーターは、所属ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導、助言等を行うとともに、所属ピアサポーターのピアサポートに係る能力を向上させるため、研修会を開催するものとする。

5 ピアサポート・コーディネーターの指名期間は、指名した日から当該指名した日の属する年度の末日までとする。

(部外相談員)

第8条 本部長は、医療、法律、税務、不動産その他の高度に専門的な知識及び経験が必要な事項に関する問題等に係る相談に対応するため、当該知識及び経験を有し、かつ、人格識見の高い者を部外相談員として委嘱するものとする。

2 部外相談員は、前項に規定する相談への対応において助言等をするものとする。

3 部外相談員の委嘱期間は、委嘱した日から当該委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(申出)

第9条 職員等は、問題等に係る相談を希望するときは、口頭、電話、電子メール等により本部ピアサポーター、所属ピアサポーター又は部外相談員（以下「ピアサポーター等」という。）に直接申し出るものとする。

（ピアサポートの実施）

第10条 ピアサポーター等は、前条の申出があったとき又は問題等を認知したときは、ピアサポートを実施するものとする。

2 所属ピアサポーターは、問題等の内容から判断して必要と認めるときは、個人情報への取扱いに配慮した上で、ピアサポート・コーディネーターに指導、助言等を求めるほか、職員等の同意を得た上で、本部ピアサポーター又は部外相談員に取り次ぐことができる。

3 本部ピアサポーターは、前項の取次ぎがあった場合又は職員等から直接相談の申出があった場合において、問題等の内容から判断して必要と認めるときは、部外相談員を紹介し、又は部外相談員に取り次ぐことができる。

4 ピアサポートの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職員等の同意がある場合を除き、その職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員等に不健全な生活態度がみられるなど当該職員の上司に連絡する必要があると認められる場合には、当該職員に対して上司に報告するよう説得すること。

(2) 問題等の内容に犯罪行為に関する事又は職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれているときは、速やかに必要な措置を講ずること。

（記録）

第11条 ピアサポーターは、ピアサポートを実施したときは、実施状況を記録し、月ごとに取りまとめて、翌月10日までに厚生課長に報告するものとする。ただし、ピアサポートの実施がなかった月にあつては、この限りでない。

2 部外相談員は、ピアサポートを実施したときは、実施状況を記録し、その都度、厚生課長へ報告するものとする。

3 前2項の規定により記録するに当たっては、氏名、問題等その他の職員等を特定する事項については、職員等の同意を得た場合を除き、記録してはならない。

（不利益な取扱いの禁止）

第12条 職員等は、問題等に係る相談を申し出たことその他ピアサポートの実施に関し必要な対応をしたことにより、いかなる不利益な取扱いも受けない。

（秘密の保持）

第13条 ピアサポートの実施に係る業務に従事し、又は従事した職員は、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

（専門資格の取得等）

第14条 ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターは、専門資格の取得、研修会への参加等を通じ、ピアサポートの実施に必要な知識及び技能の習得に努めなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、ピアサポートの実施について必要な事項は別に定める。